

子ども虐待を人任せにしない新たな児童相談所の相談体制の一元化及びスマート化に関する考察

Consideration on unification and smartening of the consultation system of new child guidance centers to avoid leaving child abuse to other people

川 並 利 治 (人間科学部こども学科教授)

Toshiharu KAWANAMI (Faculty of Human Sciences, Department of Child Study, Professor)

〈要旨〉

今から16年前、金沢市と横須賀市の首長は、「わがまちの子どもはわが自治体を守る」と宣言して中核市初の児童相談所の設置を決定した。

2006年から中核市が、2017年から特別区が児童相談所を設置できることとなり、特別区の多くが開設を検討中だが、中核市は足踏み状態である。

筆者はこれまで、子ども虐待を人任せにしないシステムである中核市・特別区児童相談所設置に向けてのハードルと必要なリソースを明らかにし、設置する児童相談所のタイプを見定めることが重要であることを述べてきた。本稿において、設置する児童相談所モデルを改めて類型化するとともに、児童相談体制の一元化及びスマート化が、広域行政の枠組みの中で運営され続ける都道府県児童相談所のあり方のパラダイム転換となることを期待し、提言を行う。

子どもを真に社会の宝と位置づけるなら、身近な市・区の子どもの命や健康を守るのは基礎自治体の責務である。子ども主体の児童相談所がこれから広がっていくことを願う。

〈キーワード〉

児童相談所, 中核市, 特別区 一元化, スマート化

1 はじめに

コロナ禍において、厚生労働省が、例年夏頃公表する前年度の児童相談所における児童虐待相談対応件数について、2020年は11月に発表され、193,780件というまたもや過去最多の速報値が示された⁽¹⁾。対前年度比も東日本大震災の影響を受けた2010年度に次ぐ伸び率(21.2%)だった。都道府県別にみると、政令指定都市の大阪市及び堺市を含む大阪府が全国一位、次いで東京都及び隣接3県が続く。そして、これら5都府県の合計件数94,144件が全国の子ども虐待対応件数の約半数(48.6%)を占めることも、例年同様であった。筆者はこれを都市問題として捉え、ゆえに中核市及び特別区(以下、中核市等という。)が子ども虐待対応の要である児童相談所を設置する意義は大きいと考える。

児童相談所はもともと都道府県(指定都市を含む)に設置義務があった⁽²⁾が、2004年の児童福祉法改正により、2006年4月からは、指定都市以外にも中核市並びに個別に

政令で指定する市(児童相談所設置市)も児童相談所を設置することができることとされ、また、2016年の児童福祉法等改正により、2017年4月からは、政令で指定する特別区も設置することができる⁽³⁾こととされた。しかし、中核市を見れば、14年間に横須賀市、金沢市及び明石市のわずか3市しか設置が進んでいない。

2019年の児童福祉法等改正法(令和元年法律第46号)により、政府が目指している「この法律の施行後5年間を目途として⁽⁴⁾」中核市等の自治体が児童相談所を設置する方向に舵切りできるのだろうか。

今年度、日本子ども虐待防止学会第26回学術集会在金沢市で開かれ、筆者はプログラム準備担当として奔走した。そして、大会企画シンポジウムの一つに中核市児童相談所発祥の地にちなんで「聖地金沢で考える進化する新たな児童相談所」を企画するとともに座長を担った。本稿は、シンポジウムの総括を含めて、子どもの最善の利益のために自治体がこれから目指すべきものは何かについて述べたい。

表1 3中核市の児童相談所比較

	横須賀市	金沢市	明石市
①児童相談所開設年月日	2006年4月1日	2006年4月1日	2019年4月1日
②人口	405,244人	453,654人	303,129人
③面積	100.82km ²	468.64km ²	49.42km ²
④人口密度	4,019人	968人	6,134人
⑤15歳未満 人口	44,554人	59,256人	41,422人
⑥15歳未満 構成比	11.0%	13.1%	13.7%
⑦生活保護率（人口千対）	13.1‰	9.1‰	17.9‰
⑧児童虐待相談対応件数（ ）は2018年度	795件（795件）	524件（518件）	609件（382件県児相統計）
⑨児童福祉司数	21人	14人	20人
⑩児童心理司数	7人	5人	8人
⑪現所長の採用区分	行政職	行政職（事務・福祉）	専門職（保健師）
⑫スーパーバイザーの配置	3人	なし	なし
⑬弁護士配置状況	1名（非常勤）	なし	2人（常勤）
⑭一時保護所平均在所日数	36.3日	10.9日	2018年度未設置
⑮一時保護所定員	25名	12名	25名
⑯一時保護所の設置場所	同一建物	同一敷地	同一建物
⑰一時保護所の設置年	児相開設2年後	児相開設2年後	児相と同時
⑱所管児童福祉施設	児童養護施設2 乳児院1	児童養護施設4 乳児院1	児童養護施設1 乳児院1
⑲里親登録数	29組	52組	36組（明石市資料）
⑳児童虐待通告先	児童相談所に一元化		
㉑県からの派遣人数・期間	3名・2年	1名・2年	なし
㉒児童相談所の採用種別	福祉職	行政職	福祉職
㉓設置を決定した首長	沢田秀男元市長	山出保元市長	泉房穂市長
㉔首長の言葉	横須賀市の子どもは横須賀市がまもる	金沢市の子どもは金沢市がまもる	救える命が必ずある。市民に近い基礎自治体が責任を果たしたい

（出典）川並利治「新たな自治体の児童相談所設置に係る検討課題」『都市問題』第111巻第7号2020年7月号をもとに筆者加筆

①, ⑬～⑱, ㉑～㉔各所から筆者聴取 ②, ⑤2019年1月1日住民基本台帳 ③2020年1月1日国土地理院公表 ④ ②÷③小数第一位四捨五入 ⑥ ⑤÷②×100小数第二位四捨五入 ⑦政府統計2018年度被保護者調査 ⑧厚生労働省2019年度速報値（ ）内は2018年度, ⑨～⑱2019年全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議資料 ㉑2018年福祉行政報告例 2018年度末現在 ㉔井上景著「行列のできる児童相談所」北大路書房p236

2 中核市の目指すもの

2-1 3中核市比較と児童相談所モデルの類型化

設置済みの3中核市の児童相談所を比較してみよう（表1）。同時期に設置し、人口もほぼ同程度の横須賀市と金沢市を比べてみると、社会資源や取り巻く環境はそれぞれ異なっており、児童虐待相談対応件数は横須賀市795件、金沢市524件と約1.5倍の開きを生じている。児童虐待相談対応件数は、自治体の面積、人口密度、生活保護受給率、待機児童数、親族資源、社会的養護の資源量と関連することを金沢星稜大学人間科学研究第13号第2号で述べたが、特に影響を与える要因は児童福祉司等マンパワーである。

明石市の児童虐待相談対応件数の前年度比較を見ればその結果が表れている。児童相談所設置前の2018年度の児童虐待相談対応件数382件（県児童相談所統計）から2019年度は609件と59.4%の伸び率を示した。都市部のニーズとマンパワーのなすところだろうが、筆者は児童相談所の実

施主体が中核市明石市になって掘り起こしができたからとみる。人口1.5万人に一人と高い配置基準を定めたことにより、これまで対応ができなかった範囲まで手が回ったといえよう。このことは基礎自治体が児童相談所を持つとどうなるかを如実に示している。3市は、地域の特性を十分に勘案しながらこれからも組織体制を見直し、より良い組織に進化していくことだろう。

中核市児童相談所を当該中核市のタイプにより、3つの区分に分類する。まず、大都市圏の中核市である。総務省統計局の地域区分によれば、大都市圏は、北は札幌から南は熊本まで11圏域存在する。2020年4月現在で中核市が見当たるのは、関東、中京、近畿、岡山、広島、北九州・福岡の6圏域である。60ある中核市中、大都市圏中核市は28市（47%）と約半数を占める。これらを横須賀・明石モデルと呼ぶことにする。児童相談所設置のニーズは最も高いカテゴリーと考える。

次に県庁所在中核市である。全国47の都道府県庁所在地のうち、東京都と指定都市のある16都道府県を除いた31県において、県庁所在中核市は27市ある。このうち岐阜市、大津市、奈良市及び和歌山市の4市は大都市圏の中核市であり、交通網などのインフラや経済・社会・生活面において大都市圏の影響を大きく受けていると考えられるので、大都市圏中核市に分類する。県庁所在中核市は、単独での社会資源のポテンシャルが高いカテゴリーであり、金沢モデルと呼ぶことにしたい

3つ目は県庁所在中核市にも大都市圏中核市にも属さない中核市である。旭川市、函館市、八戸市、郡山市、いわき市、高崎市、豊橋市、福山市、佐世保市の9市が該当し、そのうち旭川市と豊橋市が児童相談所設置の準備に入っている。

2-2 横須賀・明石モデル（大都市圏中核市型）

このカテゴリーの中核市では、都市問題である児童虐待が既に多く発生しており、児童相談所を設置するべくニーズは非常に高いと考えられる。しかしながら人口60万を超える船橋市、人口40万程度の豊中市、枚方市においては、市内に府県児童相談所もない。いずれも交通の便の良さが担保され、出張相談等を展開していると思われるが、緊急保護ケースが発生した場合を想定すると、当該市内に児童相談所があれば迅速性の面からも安心である。

2-3 金沢モデル（県庁所在地中核市型）

このカテゴリーで児童相談所を設置している中核市は、今のところ金沢市だけであるが、大都市に依存することなく、単独での社会資源の数量は多いと考えられる。23市すべてに児童養護施設が設置されているなど社会的養護の受け皿に強みがあり、行政各機関も当該市に集約されており、児童相談所の運営面からも適している。相談ニーズが高く、豊富なリソースが活用できるので実現の可能性は高いと考えられる。ただし、23の県庁所在中核市には県中央児童相談所が設置されており、当該中核市として、自前の新たな児童相談所設置に結び付きにくい要因となっていることも考えられる。

横須賀市及び金沢市が児童相談所を設置した、今から14年前には「市区町村子ども家庭総合支援拠点⁽⁵⁾」という名称はなかった。しかし、児童相談所を核として総合相談と一元化を図った結果、両市とも子ども家庭総合支援拠点は自ずと構築されたといえる。

児童相談所設置の議論は児童相談所を建設する、しないといった単独でなされるものではない。中核市等の基礎自治体が児童相談所を設置するということは、子ども家庭総合支援拠点や子育て世代包括支援センター⁽⁶⁾の構築とセッ

トで検討されてこそ意義がある。目指す方向は子どもの最も身近な場所における切れ目のない支援に他ならない。

表2 児童相談所設置にかかわる都市類型と人口階級別

	～20万	20万～30万	30万～40万	40万～50万	50万～60万	60万～	
(特別区モデル) 大都市型	千代田 中央 台東 3	港文京墨田 目黒渋谷 豊島 荒川 7	新宿品川 中野 北 4	葛飾 1	江東 杉並 板橋 3	大田 世田谷 練馬 足立 江戸川 5	23
(横須賀・明石モデル) 大都市圏中核市型	0	八尾 寝屋川 泉 下関 4	川越 越谷 岡崎 大津 吹田 高槻 奈良 和歌山 明石 久留米 10	柏 横須賀 岐阜 豊田 枚方 大阪 尼崎 西宮 倉敷 10	川口 八王子 姫路 3	船橋 1	28
県庁所在中核市型 (金沢モデル)	甲府 鳥取 2	青森 盛岡 山形 福島 水戸 福井 松江 7	秋田 前橋 長野 高知 那覇 5	富山 金沢 高松 長崎 大分 宮崎 6	宇都宮 松山 2	鹿児島 1	23
その他の 中核市	0	函館 八戸 佐世保 3	旭川 郡山 いわき 高崎 豊橋 5	福山 1	0	0	9
	5	21	25	18	7	7	83

(出典)川並利治「新たな自治体の児童相談所設置に係る検討課題」『都市問題』第111巻第7号2020年7月号

3 特別区の目指すもの

3-1 特別区の好条件

各自治体の児童相談所設置計画には2つの流れがあると井上（2020）は指摘する⁽⁷⁾。一つは、2016年の児童福祉法改正による中核市・特別区児童相談所の設置の流れ、もう一つは、2019年の児童福祉法等改正法による児相の管轄区域の適正化による流れである。前者においては豊橋市、旭川市、柏市、鹿児島市などが設置を、後者については、札幌市が2か所目、神奈川県、千葉県及び兵庫県が児童相談所の再編を目指して増設を検討している。

「児童相談所をつくることできる」という規定については、特別区が中核市よりも11年の後発のスタートにも関わらず、設置に向けての勢いがある。

厚生労働省子ども家庭局が行った児童相談所の設置に向けた検討状況調査によれば、2019年4月時点で児童相談所を設置するあるいは設置の方向で検討中と答えた中核市は51市のうち6市（12%）に対して、特別区は練馬区を除く22区（96%）であった。

児童相談所設置に向けて、特別区の方に勢いがあるのはなぜか、その背景をみってみる。特別区長会事務局の村川（2020）は次の2点を挙げている⁽⁸⁾。

- (1) 児童相談所の設置は特別区長会としての長年の最重要課題であった。「自区の子どもは自区で守る」をスローガンに要望などを行ってきた。
- (2) 特別区に共通する課題を連携して解決する組織である特別区長会・副区長会、各分野の部課長会、特別区人事・

厚生事務組合及び特別区長会事務局の存在があり、児童相談所設置の課題を特別区全体で検討し続けてきた。

筆者はこれに加えて3-3で述べる東京都との広域調整のもたらず影響も大きいと考える。

次にリソース面からみてみると

- (1) 各区に子ども家庭支援センターを設置しており、法的対応はできないものの、すでに児童相談所の役割に近い子ども虐待対応を行っているなど基盤が既に構築されている⁹⁾。
- (2) 指導できる専門家の豊富さ、情報の集中、多くの機関やNPOによる学習機会の豊富さ
- (3) 狭いエリアと発達した交通網がもたらすアクセスのしやすさ¹⁰⁾である。

3-2 身の丈に合う児童相談所の構築

2021年4月に児童相談所を開設する港区は小さな自治体の特徴に児童相談所設置後のイメージを次のようにアピール¹¹⁾している。

- (1) 小さな基礎自治体（面積20.37 km²、人口261,942人 2020年6月1日現在）の強みをいかす。
きめ細かな子ども・子育て支援策と連動させ、多様な支援に迅速につなげ、切れ目のない支援の実現を目指したい。また、専門性の高い児童相談所、小さな一時保護所、母子生活支援施設を区民に身近な存在にする。
- (2) 子ども家庭支援センターと共に児童相談所も、地域と顔が見える存在となり、子どもと家庭を支援してきた地域の力を活かしていく。虐待の通告は児童相談所に一元化し、全ての虐待相談を児童相談所と子ども家庭支援センターが協同でスクリーニングし、対応機関、チームを決定するなどである。

一方、2020年4月に児童相談所を開設した人口92万人の大都市、世田谷区は5つの子ども家庭支援センターのスケールメリットを生かした予防型の子ども家庭支援を児童相談所が協働しながら行っている。

また、土橋（2020）は世田谷区における児童相談所の位置づけの特徴を次の3つに整理している¹²⁾。

- (1) 児童相談所は子ども家庭支援センターの後方支援として、専門支援、技術支援を担う。
- (2) 同じ自治体が両組織を担うことで、一元的運用が可能となり、密な連携体制が確保できる。
- (3) 児童相談所と子ども家庭支援センターの役割が異なるため、別組織であることがわかりやすい。

さらに世田谷区は、子ども家庭支援センターと児童相談所の協働にかかわる体制として以下3点を構築している。

- (1) 子ども家庭支援センターの職員体制にあわせ、児童相談所職員の担当地域を定めるなど、顔の見えるチームと

して、日頃から担当地域の情報共有を行う体制

- (2) 子ども家庭支援センターと児童相談所は、合同で相談ケースのアセスメント（支援プラン）の検討を行うことで、同一基準・同一判断による一貫したアセスメントに基づき両機関が協働しながら問題の解決を目指す体制
 - (3) 担当者レベル、両機関レベル、児童相談支援課（両機関の業務の共通本課）レベルの3層による連携体制
- 港区及び世田谷区の報告から見えるものは規模が小さければ小さいことを、反対に、大きければ大きいことをメリットとして捉え、組織・運営に活かされていること。また、既存の子ども家庭支援センターと児童相談所の関係を子ども虐待対応という同じベクトル上で協働させていることである。

法的権限を有する児童相談所が主役というわけではなく、両市はあえて子ども家庭支援センターを支援の核として位置づけていることが協働の要といえよう。

3-3 東京都との広域調整

筆者は、金沢星稜大学人間科学研究第12号第2号で児童相談所設置にかかわる特別区固有の課題を指摘した。それぞれの特別区は身近な自治体として独立しながらも、広域自治体である東京都との役割分担のもとに、相互に連携して東京大都市地域の行政に責任を持つ特別な大都市制度（都区制度あるいは特別区制度）が設けられ、また、東京都と特別区が役割分担に応じて財源を分け、都区間と特別区相互間の財政調整（都区財政調整制度）を行っていることから生じる事情であった。

それゆえ、中核市では、県と市の1対1の協議で済むところを、特別区は、都との協議だけでなく特別区間での協議も必要となるなどの調整が生じ、横須賀市や金沢市のモデルが参考にならないという懸念があった。

しかし、この固有の課題こそが一発逆転のエネルギー源でもあった。特別区単独では整備が難しい取り組みを都と広域で行うことにより効果的支援が期待できる方策である。土橋（2020）は東京都との広域調整内容を以下のよう

- (1) 児童養護施設等の広域利用
 - (2) 里親の広域利用、転居時手続きの簡素化
 - (3) 一時保護所の相互利用
 - (4) 東京都児童相談センターの治療指導課機能の利用
 - (5) 東京都のセカンドオピニオン制度の利用
 - (6) 都区合同所長、福祉司SV、心理司SV、一時保護課長会議の実施
 - (7) その他共通して取り組むことが効果的と考えられる取り組み
- 協議には時間を費やした、あるいは今後も費やすだろう

が、この広域調整により、特別区は中核市とは異なり、管内に社会的養護資源が希薄あるいは全くなくても児童相談所の設置が可能となった。

措置先、委託先が都内に分散しても手続きが簡略化され、相互に利用できるのは、まさに様々な路線が整備され、乗り入れする他社線に切符1枚で行ける都市交通と同様の都会型の体制整備であるといえよう。

4 一元化・スマート化の課題

4-1 児童相談所を設置するメリット

児童相談所を設置するメリットを改めて、子どもの立場に立って、設置済み3中核市の意見をもとに考察する。

メリットの1つ目は、児童虐待等への対応が迅速に行えるということである。住民基本台帳を管理しているのは基礎自治体である。また、市民税等課税状況や各種手当の支給、母子保健、保育所、障害児者、学校等の情報があるのは基礎自治体である。つまり、普段、子ども及びその家庭と直接向き合っているのは基礎自治体である。ゆえに、基礎自治体が児童相談所を持てば、一元化・スマート化が実現するということである。一元化・スマート化が子どもにもたらす影響はとても大きい。

学校や保育所等関係機関から基礎自治体に虐待の通告がなされた場合、当該児童は基礎自治体の職員と、その後、時間をおいて児童相談所の職員から同じような内容を聴取される。保護者から受けた仕打ちや、家族の恥ずかしい話を複数回するのはつらい。待たされる間に面倒なことに巻き込まれたくないと、いったん発した「家に帰りたくない」などの発言を翻すこともあるだろう。午前中の早めに児童相談所への通告がなされない限り、一時保護の決定は夕方を回ることが多く、夜に向かって親子分離されるのは、幼児でなくとも悲しく不安である。保護の要否判定や聴き取りにかかわる虐待対応の迅速性は子どもにとって極めて重要である。

メリットの2つ目は、要保護児童の支援について最後まで責任を持って行えることである。人定、サービス提供、緊急時の一時保護、その後の措置や在宅支援が一貫して行える。特に、その最大の武器は一時保護であろう。基礎自治体が、どんなに丁寧に虐待対応を実施しても、一時保護、すなわちいったん親子分離が必要となれば都道府県児童相談所につながってはならない。しかるに日頃の児童相談所と基礎自治体の連携が叫ばれているところである。また、つないだ後の協力と言っても、どこか他人事である。基礎自治体が、一時保護の決定をでき、また、当該自治体の判断で早期に一時保護が実施できるということは、子どもにとっての安全安心確保が切れ目なく、スピーディーかつ確実にできるということである。

そして基礎自治体においては、子どもにとってのこれらのメリットを最大限に活かせるための3つの条件が揃っている¹³⁾。

- (1) 管轄区域が限られ、機動力に富む。
- (2) 「都道府県と市町村」「政令市と区」という二重構造関係がなく、住民に最も身近な相談機関として機能する。
- (3) 保健センター、保育所、学校などの関係部署が同じ市の機関であるため密接な連携が図られる。

まとめると「物理的」に、「住民」そして「関係機関」と「距離が近い」ということである。このことに関するデメリットはない。保護者との距離が近すぎて、対立した場合、職員の負担が大きいなどという意見は、もはや子どもの権利擁護を放棄しているに近いだろう。金沢市も、横須賀市も、そして、面積が49km²程度の明石市においても相談体制は維持できているため、デメリットの理屈にはならない。

4-2 新たな児童相談所設置に必要なこと

児童相談所の設置（児童福祉法第12条第2項）について、都道府県による児童相談所管轄区域の策定が求められている。令和元年法律第46号では、「児童相談所の管轄区域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする」と規定されている。施行は2023年4月1日と2年以上先であるが、大きなパラダイム転換の契機となってほしい。大都市及びその周辺の都道府県児童相談所が、今後も広域行政の枠組みの中で運営され続けることを見直すまたとないチャンスの到来といえる。

全国で215か所ある児童相談所の1か所当たりの管轄人口を割り出すと、約59万人である¹⁴⁾。ここで平均値を持つてくるのはあまりに無意味なことであることは筆者も承知である。都市部の児童相談所と地方の中央児童相談所以外の複数か所目の児童相談所では管轄人口に大きな開きも見られるからだ。また、管轄人口もさることながら管轄自治体数が多すぎることにも着目しなくてはいけない。例えば、中核市を含む、管轄人口が100万人を超えている都道府県児童相談所は全国に9か所¹⁵⁾ある。これらの児童相談所から中核市が抜けることによって、都道府県は、余裕が生まれ迅速な対応ができると考える。管轄自治体が多く、肥大化した組織では、小回りがききにくい。せめて、2009年3月31日付雇児初第0331034号で消えてしまった「人口50万人に1か所」という児童相談所運営指針の基準より前進した管轄区域が策定されることを願う。

新たな児童相談所設置のためにぜひ留意してほしいことを3つ挙げる。

1つは里親支援の専門部署の設置である。今後、社会的

養護の主となる里親制度を適切に展開するには里親家庭との十分な対話が必要であり、時間をかけるべきである。そのため、明石市のような専門部署をつくるか、信頼できる民間機関や児童福祉施設にアウトソーシングする必要がある。

2つ目は小さくて構わないので自前の一時保護所を設置することである。いつでも緊急保護できる受け皿がないと児童相談所の機能は半減どころか、機能しないに等しい。その際、個別化、小規模化、グループホーム化を視野に入れ、「大は小を兼ねる」発想は切り捨てるべきだろう。重篤なケース、緊急ケースあるいは子どもの安全を確保するためにどうしても閉鎖的処遇が必要なケースは自前の一時保護所で保護し、そうでないケースは適切な委託先を活用すべきである。

3つ目に社会的養護の受け皿は都道府県との広域調整を十分に活用できるよう調整しておくことである。特に特別区の場合は、東京都との広域調整がうまく仕組みられて児童相談所が機能するといっても過言ではないだろう。

4-3 特別区モデルの確立

2020年度は世田谷区、江戸川区そして荒川区の児童相談所の設置により、特別区においては人口規模に関係なく児童相談所の設置が促進されそうである。特別区が児童相談所を設置するに当たっての条件は中核市のそれとは違い、管内に資源がなくとも共同で調達できるシステムが構築すれば成り立つことが見えてきた。

2020年7月に荒川区（人口22万人）に誕生した荒川区児童相談所は、管内に社会的養護にかかわる施設等の資源が

全くない。荒川区と同様の人口20万人台の6つの特別区や大都市圏中核市の貴重なモデルとなるであろう。特別区についても、地域特性はさまざまであり、大都市型（特別区モデル）として一つの類型にカテゴライズするだけで終わらせたくはない。今後、管轄人口のみで区分するのではなく、タイプが異なる特別区モデルの提示と分析を行っていかねばならない。

4 おわりに

児童相談所の設置は、子ども虐待の予防等、総合的な子ども支援施策の延長線上にある。単に都道府県から措置権が移るということではなく、基礎自治体が設置するからこそ意義があると考えられ、その機能を十分に発揮するための体制づくりが望まれる。

筆者の「新たな児童相談所」にかかわる研究は、横須賀市及び金沢市以外の新たな自治体が、独自の児童相談所設置を実現し始めて、いよいよ佳境に入ってきたと考えている。中核市創設の目的「規模能力が比較的大きな都市（人口20万人以上）は、事務権限を強化し、できる限り住民の身近で行政を行うことが相応しい」に立ち返れば、中核市を選択することは、児童相談所を設置することとイコールと考えられる。また、子どもを社会の宝と位置づけるなら、その大切な子どもの命や健康を守るのはわが自治体であるべきである。しかるに中核市・特別区として、このことをいつまでも都道府県に任せたままというのは、責任放棄である。中核市・特別区であるならばぜひ、児童相談所を設置して当該自治体の相談体制の一元化及びスマート化を目指してほしい。

注

- (1) 厚生労働省 令和元年度 児童相談所での児童虐待相談対応件数 <https://www.mhlw.go.jp/content/000696156.pdf>
- (2) 児童福祉法第12条第1項、第59条の4、地方自治法第156条
- (3) 児童福祉法第59条の4第1項
- (4) 2019年6月26日「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第46号）による改正児童福祉法附則第7条6において、「政府は、この法律の施行後5年間を目途として、・・・中略・・・中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、児童相談所等の整備並びに職員の確保及び育成の支援その他必要な措置を講ずるものとする。」
- (5) 2016年児童福祉法等の改正により、子どもと妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点の整備が市区町村に義務付けられた（第10条の2）
- (6) 母子保健法第22条の改正により、2017年、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」を法定化した。法律上の名称は「母子健康包括支援センター」
- (7) 井上景（西日本こども研修センターあかし）「児童相談所の4つのモデルからみた分析」日本子ども虐待防止学会第26回学術集会いしかわ金沢大会 大会企画シンポジウム2 2020年11月28日
- (8) 村川益美（特別区長会事務局）日本子ども虐待防止学会第26回学術集会いしかわ金沢大会 大会企画シンポジウム2 指定討論2020年11月28日
- (9) 前掲(8)
- (10) 茂木健司（江戸川区児童相談所）「一時保護所に求められる専門性とスキル向上のために」日本子ども虐待防止学会第25回学術集会ひょうご大会応募シンポジウム資料 2019年12月21日
- (11) 田崎みどり（港区 子ども家庭支援部）「新たな児童相談所の虐待対応体制とそれを支える専門職員の確保・育成」日

本子ども虐待防止学会第26回学術集会いしかわ金沢大会
大会企画シンポジウム2 2020年11月28日

- (12) 土橋俊彦(世田谷区児童相談所)「世田谷区児童相談所の概要～初めての特別区児童相談所の実践～」日本子ども虐待防止学会第26回学術集会いしかわ賀沢大会 大会企画シンポジウム2 2020年11月28日
- (13) 川並利治「児童相談所設置市の課題と展望 ―これから設置を目指す自治体へ―」『子どもの虐待とネグレクト』Vol.43 2015年4月30日 p47
- (14) 2019年4月1日現在の総務省推計人口1億2,623万人を、2019年4月1日現在の児童相談所数215か所(厚生労働省調べ)で除すると58万7千人
- (15) 中核市を包含する管轄人口100万人以上の都道府県児童相談所、多い順に、千葉県市川児童相談所(1,406,549人 船橋市)千葉県柏児童相談所(1,394,076人 柏市)茨城県中央児童相談所(1,362,106人 水戸市)鹿児島県中央児童相

談所(1,299,966人 鹿児島市)大阪府中央子ども家庭センター(1,156,639人 枚方市, 寝屋川市)大阪府吹田子ども家庭センター(1,122,975人 吹田市, 高槻市)東京都八王子児童相談所(1,176,538人 八王子市)埼玉県川越児童相談所(1,114,565人 川越市)西宮こども家庭センター(1,044,395人 尼崎市, 西宮市)(括弧内は管轄人口と含まれる中核市 人口は埼玉県及び鹿児島県は県HP閲覧参照 2020年5月15日, その他は2019年1月1日住民基本台帳)

参考文献

- 金沢星稜大学人間科学研究第12号第2号
金沢星稜大学人間科学研究第13号第2号
川並利治「新たな自治体の児童相談所設置に係る検討課題」『都市問題』第111巻第7号2020年7月号

